

公 告 第 88 号
令和 8 年 2 月 4 日

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第 3 6 4 会計隊長 村上 暢貴

令和 8 年 1 月 28 日付公告（公告第 85 号）「福島宿舎 4 号棟レンジフード取替」について別紙のとおり仕様書を変更する。（数量の変更）

入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地 第 3 6 4 会計隊契約班（担当:中津）

TEL 0 9 9 5 - 4 6 - 0 3 5 0 （内線 6 3 6）

FAX 0 9 9 5 - 4 6 - 4 0 7 6

仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地 国分駐屯地業務隊厚生科（担当:高田）

TEL 0 9 9 5 - 4 6 - 0 3 5 0 （内線 6 4 1）

FAX 0 9 9 5 - 4 6 - 4 0 7 6

仕 様 書

件 名	福島宿舎4号棟レンジフード取替	作 成 者	国分駐屯地業務隊 厚生科 2等陸尉 高田 善人
		作 成 日	令和 8年 月 日

1 場 所

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4-30 福島宿舎4号棟

2 概 要

福島宿舎4号棟24台のレンジフード取替を実施する。

3 一般事項

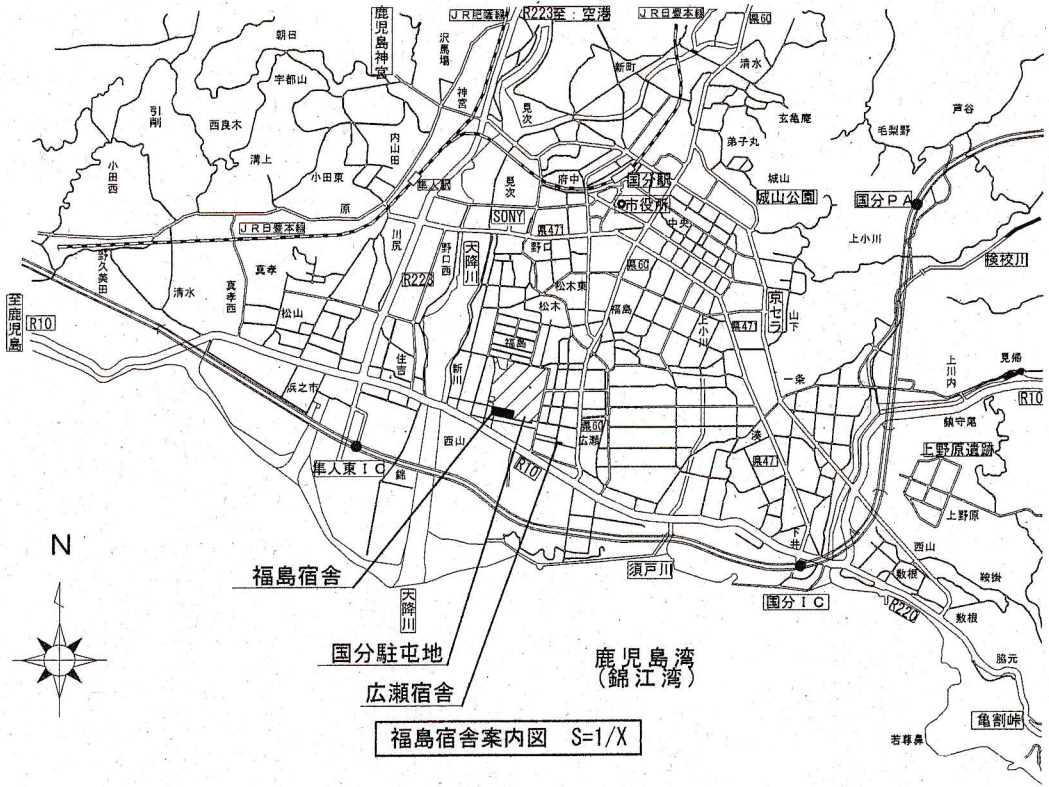
- (1) 本件に際し、疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- (2) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は請負業者の責任において原形復旧するものとする。
- (3) 写真は作業前、作業中、作業後、その他係官から指示された箇所を撮影し、工事用アルバム等に整理し係官へ提出するものとする。
- (4) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等発生した場合は請負業者の責任において処置するとともに、速やかに係官に報告するものとする。
- (5) 本件に際し、使用する水、電気は請負業者が負担するものとする。
- (6) 本件に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (7) 作業終了時、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (8) 本件で発生する鉄くずについては、国分駐屯地内の官側が指定する箇所に運搬するものとする。
- (9) 本件で使用する材料は全て新品とし、係官の検査を受け合格後使用するものとする。

4 特記事項

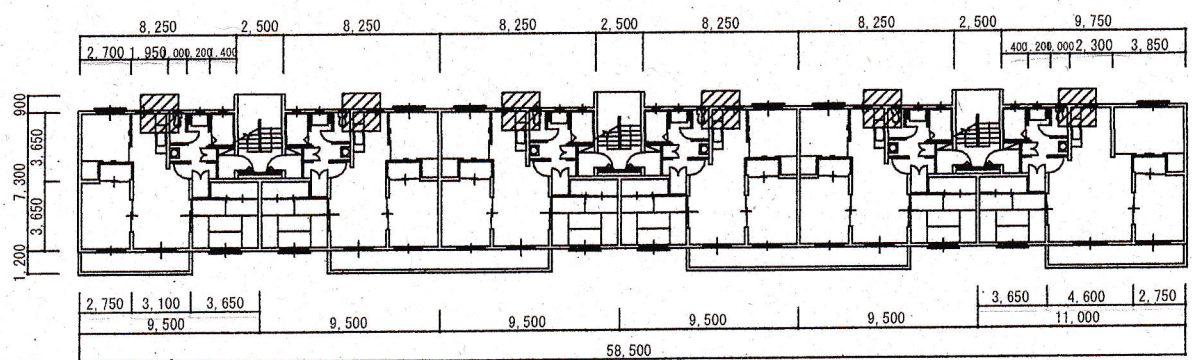
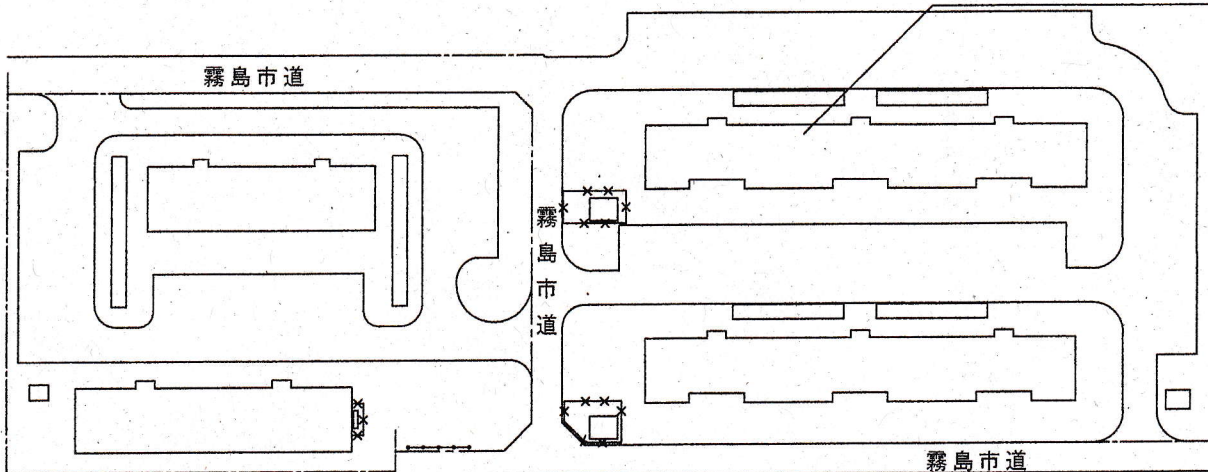
- (1) 取替を実施する器具は下表のとおりとする。

取替器具一覧				
宿舎名	器具名称	既設規格	新設規格	数量
4号棟	レンジフード	三菱電機 V-603F-BL	パナソニック FY-6HZC5A3-W または同等以上のもの	24台

- (2) 作業完了後、係官立会いのもと試運転を実施し、異常がないことを確認するものとする。



施工箇所：4号棟25台



☒ 施工箇所を示す